野田市木造住宅耐震診断費等補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月３０日

野田市長　　鈴　木　　有

野田市規則第５６号

野田市木造住宅耐震診断費等補助金交付規則の一部を改正する規則

野田市木造住宅耐震診断費等補助金交付規則（平成２０年野田市規則第２７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「昭和５６年５月３１日」を「平成１２年５月３１日」に、「昭和５６年６月１日」を「平成１２年６月１日」に改め、同条第６号中「木造住宅」の次に「（昭和５６年６月１日以降に着工又は増築したものを除く。）」を加える。

別表中「１，０００，０００円」を「１，１５０，０００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の野田市木造住宅耐震診断費等補助金交付規則の規定は、この規則の施行の日以後に申請される木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事について適用し、同日前に申請された耐震診断及び耐震改修工事については、なお従前の例による。